

令和元年第2回野田市議会定例会報告

(教育総務課)

- 1 会 期 令和元年6月7日(金)から6月26日(水)
一般質問6月17日(月)から6月19日(水)
- 2 市長の市政一般報告について
市政一般報告(教育関係及び関連事項の抜粋)
 - ① 児童虐待事件に対する対応について
 - ② 生物多様性自然再生の取組について
 - ③ 保育園児の散歩の安全確認について
 - ④ 幼児教育・保育の無償化について
 - ⑤ 子ども未来教室について
 - ⑥ 私有ブロック塀等に対する診断、撤去及び調査の進捗について
 - ⑦ 野田公民館及び中央コミュニティ会館の生涯学習センターへの変更について
 - ⑧ 鈴木貫太郎記念館への資料の寄贈について
 - ⑨ 各種行事の実施状況について
 - ⑩ 寄附について
- 3 提出議案等について
報告第3号 平成30年度野田市一般会計繰越明許費繰越計算書
議案第3号 野田市非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第9号 野田市生涯学習センターの設置及び管理に関する条例の制定について
議案第14号 令和元年度野田市一般会計補正予算(第4号)
議案第16号 野田市非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第18号 令和元年度野田市一般会計補正予算(第5号)
- 4 一般質問について
別紙のとおり

【市政一般報告（抜粋）】

令和元年第2回野田市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位のご出席を賜り、厚く御礼申し上げます。

開会に当たりまして、先の定例会以降に動きのあった主な施策や事業についてご報告いたします。

児童虐待事件に対する対応について申し上げます。

4月9日に開催いたしました「第2回 野田市児童虐待事件再発防止合同委員会」の主な審議結果についてご報告させていただきます。

再発防止策の最大の課題は、これまで申し上げてまいりましたとおり、市と児童相談所との連携、役割分担の明確化ですが、まずこの点についてご議論をいただきました。

市と児童相談所との連携については、千葉県子ども虐待対応マニュアルに基づき連携及び役割分担の明確化が図られなければなりません。今回の事件の対応では、マニュアルに基づく対応が十分でなかったことが確認されました。また、市が作成した野田市虐待防止対応マニュアルについても、平成24年から改訂されておらず、市職員は、千葉県のマニュアルのみを活用していたことも確認されました。このため、今後、野田市虐待防止対応マニュアルを全面的に見直すことにより、柏児童相談所との連携、役割分担の明確化を図ることで、ご承認をいただきました。千葉県子ども虐待対応マニュアルについても、現在、見直しが予定されていると聞いておりますが、県マニュアルは、それぞれ事情の異なる県内全児童相談所及び市町村間のマニュアルであるため、どうしても内容を一般化せざるを得ない部分がございます。そこで、市のマニュアルの見直しに当たっては、野田市と柏児童相談所との関係に特化したマニュアルとし、毎年度、内容を見直していくことで、ご承認をいただいたところでございます。さらに、学校や警察との連携等についても、分冊などにより、それぞれ個別にマニュアルを作成することでご承認いただきました。

今後、柏児童相談所と協議し、マニュアルの見直しについて、順次、委員会でご審

議いただきたいと考えております。

スクールロイヤー制度の導入につきましては、市内の小・中学校 31 校を 4 ブロックに分け、各ブロックに 1 人の弁護士を配置する方向で提案をさせていただきました。この方向性については、基本にご了解いただきました。しかし、委員からは、スクールロイヤーが学校を直接訪問することが重要であるが、その点が不十分であること、マンパワーの問題など課題は理解できるが、制度の理念については、しっかり確立しておくべきなどのご指摘をいただきましたので、次回委員会で、改めてご審議いただくこととなりました。

ここで、お手元の市政一般報告の内容に追加して、6月3日に開催いたしました第3回委員会の主な審議内容についてご報告いたします。

いじめアンケートにつきまして申し上げます。アンケートの質問内容については、基本的に従来と同様ということでご承認いただきました。なお、委員の1人から、例えば、「いやなことを繰り返していわれたり」については「いやなことをいわれたり」に直すなど、表現に工夫を加えたほうが良いとのご意見をいただきました。教育委員会では、委員の意見は、子どもの声をより広く捉えることに資するとの考えから、現在、表現内容の修正作業を進めております。実施内容についての主な変更点について申し上げますと、本年度の実施月は7月と11月としますが、アンケート実施前の6月に、全児童生徒に対する個人面談の実施と各小中学校において臨時の保護者会を開催し、子どもや保護者の皆様に、いじめアンケートの意義をはじめとして、子どもたちが安心してアンケートに答えられるよう、しっかりと説明することとなりました。委員からは、個人面談は非常に重要とのご意見をいただくとともに、教育委員会から子どもたちにまず謝罪すべきとのご意見をいただきました。教育委員会では、ご意見を踏まえ、個人面談、臨時保護者会を実施することで検討しております。

さらに、アンケートの他にも、教育委員会では、「SOSの出し方」授業の実施など、市でも、子どもたちが市長にいつでもなんでも相談できるよう、子どもたち全員に料金受取人払いの封筒と相談用紙を配布する「市長と話そう」手紙編の実施、今議会に、関係予算をご提案し、令和4年度開設予定の新子ども館に臨床心理士等の専門職を配置することについて、子どもたちのSOSを可能な限り多くのチャンネルで捉えることが重要との考え方から、ご承認いただきました。

スクールロイヤー制度の導入につきましては、理念を整理した上で、市内4地区に4人のスクールロイヤーを配置するとともに、教育委員会に、弁護士1人を非常勤特別職のアドバイザーとして配置することで、ご承認いただきました。

児童虐待関係組織強化関係につきましては、10月1日付で、児童相談係を課に格上げし、(仮称)子ども家庭総合支援課を設置し、当該課を、子ども家庭総合支援拠点として位置付けるとともに、DV関係も担当することで、ご承認いただきました。

なお、DV関係につきましては、委員の1人から「事件の経過をみると、児童相談所、市の両者に実践的スキルが足りないので、少なくとも市職員の研修はすぐに実施すべき」とのご提案をいただきましたので、至急、実施してまいりたいと考えております。

以上、第3回委員会の審議結果をご報告いたしました。審議結果を踏まえた関係条例の一部改正案及び補正予算案を追加提案として提案すべく、現在、準備を進めておりますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、できることは直ちに実施するとの方針に基づき実施した事項についてご報告申し上げます。

まず、児童虐待防止の啓発活動といたしまして、児童虐待防止啓発チラシ「189」^{いちはやく}を4月8日から4月26日にかけて、市内全戸にポスティングにより配布いたしました。また、全ての公用車及び委託清掃車等に啓発用マグネットシートを装着し、さらに「189」の啓発といたしまして、市役所正面玄関のデジタルサイネージ(広告付案内板)による放映、市内野田線各駅や市関係施設、まめバス等へのポスターの掲示、災害対応型自動販売機メッセージボード放送等を実施しております。

児童虐待管理システムの導入につきましては、11月1日からのシステム稼働を目標に進めております。

民生委員児童委員につきましては、毎月実施されている各地区定例会に、4月から職員が参加させていただき、情報交換ができる体制を整えました。また、4月から17支部防犯組合や22地区社協及び希望のあった自治会の会議に職員が出席し、本事件の経過や取組状況、「189」の啓発活動についてご説明したところでございます。公民館長との懇談会についても、4月から野田公民館を除く公民館で月に1回、公民館長と各地域の自治会長及び地区社会福祉協議会会長等との懇談会を開催し、情報を

積極的に収集することとしております。

なお、組織の体制強化につきましては、4月1日付けで、学校教育部に虐待担当主幹兼ねて児童家庭部主幹1人を配置するとともに、児童家庭課児童相談係にケースワーカー2人を増員しました。さらに、4月24日付けで、児童家庭課に補佐兼ねて児童虐待再発防止担当1人、ケースワーカー1人の2人を増員するとともに、教育委員会にも指導課に補佐兼ねて虐待担当1人を増員し、更なる体制の強化を図りつつ、市を挙げて全力で虐待の再発防止に努めております。

生物多様性自然再生の取組について申し上げます。

生物多様性のシンボルであるコウノトリの飼育・放鳥につきましては、今年は、多摩動物公園から有精卵を譲り受け、コウくん、コウちゃんの親鳥ペアに3月29日に托卵したところ、4月6日に2羽のヒナが誕生しました。その後、大変元気に育っており、7月3日に放鳥する計画で進めております。

なお、今年生まれたヒナは、5月中に雌雄判別がなされ、1羽は雄、1羽は雌と判別されました。

愛称は、入庁3年目までの若手職員から募集し、雌は「レイ」、雄は「カズ」と命名いたしました。現在野外で活動している6羽のコウノトリ同様、元気に活動することを期待しております。

次に、生物多様性のだ戦略の改訂についてですが、来年度が現行計画の目標年度になることから、計画を改訂する必要がございます。改訂に当たっては、現行計画では、（仮称）生物多様性のだ戦略市民会議を設置し、当該市民会議において見直しを行うとしております。このため、9月議会に当該市民会議設置条例案を提案したいと考えております。なお、みどりの市民会議については、現在、委員の委嘱もなく、所掌事務についても、（仮称）生物多様性のだ戦略市民会議の所掌事務に^{ほうがん}包含できるため、廃止したいと考えております。

保育園児の散歩の安全確認について申し上げます。

お二人の保育園児がお亡くなりになるという大変痛ましい交通事故が、滋賀県大津市^{おおつ}において発生しました。直ちに市内の全ての保育所、認定こども園に対し、散歩中

の経路等について緊急再点検を行うよう通知し、子供たちの安全確保を指示したところでございます。再点検では、経路の安全性、保育士の位置や動きの確認等が行われております。

今回の再点検により、散歩時の保育士増員や経路変更などの対策が速やかに行われており、安全が確保できない場合には、散歩を見合わせている状況でございます。

また、各園から経路上の道路における、横断歩道やガードレールの設置要望を聴取しておりますので、これらを管轄する警察、道路管理者等関係部署と連携し、現地を確認しながら、対応できるものは速やかに対応してまいります。

なお、幼稚園につきましては、散歩を行っておりませんが、この事故を受けて、子供たちの見守りの強化や危険箇所の安全点検等を指示しており、園外行事を行う場合には、子供たちの安全性を考慮し、経路や行き先を変更するなど対応している状況でございます。

さらに、小中学校につきましても、年度当初に通学路の総点検を行っているところでございますが、児童生徒の命を守るため、発達段階や各校の実情に応じ、交通安全教育の充実、保護者や関係機関と連携した活動の充実に取り組んでいるところでございます。

幼児教育・保育の無償化について申し上げます。

国では、幼児教育の負担軽減を図る少子化対策の観点などから、幼児教育の無償化の取組を進め、先般の国会におきまして10月1日からの幼児教育・保育の無償化のための改正子ども・子育て支援法が成立したところでございます。

先に述べさせていただいた、次期エンゼルプランの策定に伴うニーズ調査を実施したところ、現状では、無償化に伴う保育量の増加予測が難しい状況でございます。また、公立幼稚園につきましては、低額で教育を提供するという一定の役割がなくなることから、公立幼稚園の今後の在り方につきましても検討する必要があるものと考えております。

さらには、当該無償化では、給食費が実費負担となることや認可外保育施設も対象になることなど、新たな対応が必要となってまいります。特に認可外保育施設につきましては、保育の質の観点から野田市としては認可外保育所は推進しておりません。

国は、条例で認可外保育施設を対象から除くことも可能としていますが、認可外保育所を利用している方がいることに配慮し、制限は行わず無償化の対象としてまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、大きな変革となり多くの課題がありますことから、社会情勢の変化等を注視しながら取り組んでまいります。

子ども未来教室について申し上げます。

平成 30 年度の実施状況につきましては、中学校 1 年生から 3 年生までの最終的な登録生徒数が 534 人、平均出席率は 62.3% でした。

本事業の効果につきましては、中学生では、年 3 回実施した小テストの結果を見ると、多くの生徒に基礎学力が身に付いてきていると感じる一方、英語、数学とも、問題のジャンルによっては正解が全くない生徒も多かったといった課題もありました。今年度は、このような課題を解消できるような学習支援を行ってまいりたいと考えております。

また、小学校 3 年生の参加児童等を対象に実施したアンケート調査の主な結果について、児童の回答では、「未来教室での勉強が楽しかった」、「算数、国語が好きになった」が 80% を超え、保護者の回答では、「家庭学習の習慣が身に付いた」が 52%、「教材のプリントについて良い又はまずまずだ」が 88% でした。学校の回答では、参加児童の学校生活面への良い影響はあまり感じられなかったようですが、「学習面での成果については良い影響があった」が 82% ありました。一方で、保護者からは、「講師を呼んでも来てもらえなかった」、「ただプリントをこなすだけだった」といった意見もありました。

講師については、今年度から児童 5 人までにつき講師 1 人とし、きめ細やかに対応しているところであり、また、未来教室の運営方法については、更に工夫できないか、今後委託事業者と協議してまいりたいと考えております。

私有ブロック塀等に対する診断、撤去及び調査の進捗について申し上げます。

ここで、市政報告の訂正をお願いいたします。お手元の市政報告では、「ブロック塀安全診断費補助金交付件数は、」と記載したあとの件数について「13 件」とすべ

きところを「14 件」と誤って記載してしまいましたので、おわびして訂正をさせていただきます。

平成 30 年度におけるブロック塀安全診断費補助金交付件数は、13 件、道路に面する危険なブロック塀等の撤去費用に対する補助金交付件数は、16 件となりました。

また、昨年 8 月に実施した市内通学路のブロック塀等のうち、危険であると判断した約 1,600 カ所のブロック塀等について、平成 30 年度に 550 カ所を個別に訪問し、詳細調査を実施いたしました。

今年度も引き続き、安全確保のため、通学路のブロック塀等について、個別に訪問し、危険な箇所については、ブロック塀等撤去費の補助制度も説明し、ブロック塀等の所有者に対して、改善等、必要な措置を依頼してまいります。

野田公民館及び中央コミュニティ会館の生涯学習センターへの変更について申し上げます。

野田公民館、中央コミュニティ会館等を設置している櫛のホールは、平成 10 年に開館いたしました。野田公民館は、櫛のホールの建設の時点では、庁舎跡地利用検討委員会による検討の結果を踏まえ、小ホール、メディア機器などを備えた複合施設とすることとし、設備の諸機能の多様性を総称して、生涯学習センターと呼んでおりました。しかし、櫛のホール建設の財源として起債を見込んだため、図書館及びコミュニティ会館以外の大半の部分を公民館と位置付けた経緯があります。さらに、中央コミュニティ会館を併設したこともあり、野田公民館については、社会教育関係団体が使用する場合であっても原則有料としており、施設によっては個人利用が可能であるなど、他の公民館とは性格を異にするものでした。

そこで、櫛のホールに係る起債の償還が平成 30 年度で終了したため、野田公民館を本来の姿に戻すべく、野田公民館と中央コミュニティ会館を併せた形で野田市生涯学習センターとして設置しようとするものでございます。具体的には、現在の野田公民館の設置根拠は社会教育法であるため、団体利用が基本となるなど、若干の利用制限がありますが、中央コミュニティ会館や生涯学習センターの設置根拠は地方自治法であり、基本的に利用制限はないことから、野田公民館と中央コミュニティ会館を生涯学習センターに変更することで、野田公民館の利用対象者の範囲を広げ、より一層

の市民の生涯学習の推進等を図ろうとするものでございます。なお、利用料金については、一部を除き現状と同額としております。

生涯学習センターへの変更につきましては、2月26日に社会教育委員会議に諮問し、3月25日、同会議で変更することが適当であるとの答申を頂きましたので、条例制定を今議会に提案させていただくとともに、変更に必要な経費につきましても今議会の補正予算に計上させていただいております。

鈴木貫太郎記念館への資料の寄贈について申し上げます。

二・二六事件の際に鈴木貫太郎翁^{おう}を襲撃した部隊を率いた、安藤^{あんどう}輝三^{てるぞう}大尉のご子息である安藤^{あんどう}日出雄^{ひでお}様から、大尉が常用していた軍服や軍刀など20点の資料が鈴木貫太郎記念館に寄贈され、4月11日に寄贈式を行いました。

安藤大尉と貫太郎翁とは、二・二六事件では相反する立場となり、貫太郎翁は瀕死の重傷を負ったという歴史的事実がありましたので、寄贈を受けるに当たり、貫太郎翁のご子孫や地元関宿の実相寺のご住職にご意向を確認したところ、いずれも寄贈に対してご理解をいただきました。

貫太郎翁は自伝の中で安藤大尉のことを「惜しいというよりもむしろ可愛い青年将校」「気の毒千万に思う」と評しております。また、貫太郎翁は、終戦時には戦争続行を唱える人々に公邸と自宅を襲撃されましたが、後に襲撃した相手側からの謝罪を受け入れ、許しています。これらのことから、貫太郎翁は自らを襲った相手も許すほどの度量の持ち主であったと言えます。寄贈を受けることは、そうした貫太郎翁の想いや人柄を知っていただく機会にもなるのではないかと考えます。寄贈いただいた資料は貫太郎翁に関してのみならず、歴史的にも貴重な資料であり、今後、この資料をしっかりと伝えていくため、更なる調査研究を行い、鈴木貫太郎記念館での展示を企画していきたいと考えております。

諸般の報告及び議案等の提案理由の説明について申し上げます。

6月1日に「第45回野田市子ども釣大会・第40回野田市障がい者釣大会」が旧関宿クリーンセンター調整池に金魚を約1,000匹放流して開催され、児童・生徒、障がい者の方など510人が参加して交流を深めるとともに、釣りを楽しみました。

寄附について申し上げます。

株式会社千葉銀行の地方創生私募債の発行企業である野田市木間ヶ瀬 3772 番地株式会社関宿急便 代表取締役 ^{つるおか} 鶴岡 ^{ひとし} 等 様の指定により、野田市東宝珠花 545 番地の 2 株式会社千葉銀行関宿支店 支店長 ^{まつもと} 松本 ^{やすゆき} 靖之 様から木間ヶ瀬小学校にミニゴール 1 対、ジュニア用サッカーゴールネット 1 対、タイピン型ワイヤレスマイク 2 台、19 万 8,612 円相当を頂きました。

株式会社千葉興業銀行のちば興銀スポーツ振興私募債の発行企業である野田市目吹 1965 番地 株式会社 ^{にほんいち} 日本一 代表取締役 ^{そめや} 染谷 ^{ゆきお} 幸雄 様の指定により、千葉市美浜区 ^{さいわいちよう} 幸 町 2 丁目 1 番 2 号 株式会社千葉興業銀行 取締役頭取 ^{あおやぎ} 青柳 ^{しゅんいち} 俊一 様から宮崎小学校にデジタイマ 1 台、フロアスタンド 1 台、ハードル 10 台等、64 万 7,908 円相当を頂きました。

小学校の 5 年生全クラスと特別支援学級全クラスに補助教材本として、柏市 ^{たかた} 高田 362 番地 ちば東葛農業協同組合 代表理事組合長 ^{かつた} 勝田 ^{みのる} 実 様から年間購読図書 42 万 5,442 円相当を頂きました。

ご寄附につきましては、改めて御礼申し上げます。

続きまして、今議会にご提案いたしました議案等についてご説明申し上げます。

報告第 3 号平成 30 年度野田市一般会計繰越明許費繰越計算書につきましては、繰越しの状況を報告するものでございます。

議案第 3 号は、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部改正により投票所経費等の基準額が改定されたこと及び野田市新博物館建設基本構想策定員設置規程の廃止に伴い、非常勤特別職の職員の報酬に関する規定を整備しようとするものでございます。

議案第 9 号は、市民の生涯学習の推進、生活文化の向上及び福祉の増進を図るため、櫛のホール内の野田市野田公民館と野田市中心コミュニティ会館を併せ、野田市生涯学習センターを設置するとともに、関係条例の規定を整備しようとするものでございます。

議案第 14 号令和元年度野田市一般会計補正予算（第 4 号）は、歳入歳出予算、継続費及び地方債の補正でございます。

歳入歳出予算につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ3億3,609万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ493億2,297万4,000円にしようとするものでございます。

補正の主な内容は、民生費には、継続事業として新たな子ども館の整備に係る子ども館整備工事設計等委託料を新規計上するほか、未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金支給事業費、子育てのための施設等利用給付事業費を新規計上しております。衛生費には、予防接種再接種費用助成金を新規計上するとともに、合併処理浄化槽設置費補助金を増額計上、商工費には、低所得者・子育て世帯向けのプレミアム付商品券発行事業費を新規計上しております。土木費には、国の補助事業内示への対応として、予算額を上回る内示のあった中野台中根線道路改良事業費などを増額計上するとともに、梅郷西駅前線における自転車通行帯等整備事業費を新規計上しております。教育費には、10月から野田公民館及び中央コミュニティ会館を併せ、生涯学習センターを設置することに伴う予算の組替えを計上するとともに、施設案内等の改修工事を新規計上しております。

歳入の主なものとしたしまして、地方譲与税には創設された森林環境譲与税を新規計上しております。国庫支出金には、補助事業内示に伴う社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金を増額計上するとともに、未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金支給事業に係る補助金、プレミアム付商品券発行事業に係る補助金等を新規計上しております。その他、県支出金、市債を増額計上しております。

以上、今議会にご提案申し上げました議案等の概要についてご説明申し上げます。よろしくご審議の上ご決定賜りますようお願い申し上げます。ありがとうございました。

一般質問について（概要）

◎ 小室 美枝子議員

《質問の要旨》

- 1 虐待事件を検証した上での対応策について
- ③ 学校現場における虐待防止策（アンケートの実施、スクールソーシャルワーカーの活用など）について
- 2 子どもの権利条約を学校現場で活用する必要性について
- ① 権利意識を学ぶ現状について
- ② 「子どもの権利条約」について学ぶ機会、またその内容について
- ③ いじめや虐待などを防ぐためにも、「権利意識」を積極的に学ぶことが問われていると考えるがいかがか
- 3 学校給食におけるアレルギー対策について
- ① 学校給食における野田市のアレルギー対応の方針について
- ② 対応の内容について（自己除去、除去食、弁当持参、情報不要の自己除去）
- ③ エピペン使用例や緊急時の対応について
- ④ 今後の課題について
- 4 学校給食の調理室について
- ① 給食調理室の衛生管理からみる室温及び湿度について
- ② 空調の必要性について
- ③ 他市における空調設備の設置状況について

《答弁》

- 1 虐待事件を検証した上での対応策について
- ③ 学校現場における虐待防止策については、アンケートの写しを父親に渡してしまった件においては、上司への事前相談や事後報告がなされておらず、なぜ、報告や相談がなされなかったのか、今後、再発防止合同委員会の中で詳細に検証されていくが、一つの要因として、教育委員会の体制の問題があった。このため、4月の人事異動で、主幹1名と課長補佐1名を虐待担当として配置し、市長部局と教育委員会の連携も強化している。アンケートの実施については、信用を取り戻す必要があることから、6月の個別面談において謝罪と十分な説

明を行い、全児童生徒に理解してもらったうえで実施する。6月10日から教育相談推進月間1として児童・生徒と「個人面談」を実施、6月下旬より「いじめの実態調査」について臨時保護者会を開き、保護者に「いじめの実態調査の意義」について説明する。その後、7月12日までに「第一回いじめアンケート調査」を実施、9月には、「第一回いじめアンケート調査」の追跡調査を行う。11月には「第二回いじめアンケート調査」を実施し、その後、教育相談推進月間2として「個人面談」を行い、1月には「第二回いじめアンケート調査の追跡調査」を行う。アンケートは鍵のかかる金庫保管とし、管理簿を用いて保管する。市のスクールソーシャルワーカーについては、4月の人事異動で、保健福祉部子ども支援室担当のスクールソーシャルワーカーに、学校教育部指導課も兼務させることとし、連携を強化し対応しているところであり、特に家庭に問題がある事例については、その対応や関係機関へつなぐ役割を担っている。その他、スクールロイヤーの導入についても、市内4地区に4人のスクールロイヤーを配置するとともに、教育委員会に、弁護士1人を非常勤特別職のアドバイザーとして配置する。

2 子どもの権利条約を学校現場で活用する必要性について

- ① 権利意識を学ぶ現状については、特に権利について授業で学ぶ教科として「道徳」と「社会科」があげられる。道徳の授業は小中学校共に年間35時間のうち、6年生で権利に関して、およそ16時間程度の授業が組まれている。具体的には「自由と責任」「法やきまり、権利と義務」などという内容で学習する。中学3年生の道徳では権利に関して、およそ11時間程度の授業が組まれている。具体的には「自ら考え、責任を持つ」「自分の個性をのばす」「認め合う心」などという内容で学習する。中学校の社会では、人権の歴史や国民の権利に関する法律について公民分野で学ぶ。権利についての内容は11時間の授業が組まれ、具体的には「基本的人権と個人の尊重」「平等権」「自由権」「社会権」「人権保障を確かなものに」などという内容で学習する。
- ② 「こどもの権利条約」について学ぶ機会、またその内容については、中学校3年生で行われる公民の授業で具体的に学び、公民分野第2章「個人の尊重と日本国憲法」、2節「人権と共生社会」の単元で行われる「基本的人権と個人の尊重」の授業で「こどもの権利条約」を取り扱う。教科書では『1989年に国

際連合で採択された「こどもの権利条約」を日本は 1994 年に批准したこと、この条約は、子どもも人権を持つことを確認し、生きる権利や意見を表明する権利、休息し遊ぶ権利などを定めていること』を学習する。また、教科書の中にイラストで描かれた具体的な事例をもとに「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」の 4 つの権利について学習する。「守られる権利」については「あらゆる種類の虐待や搾取などから守られること」と記載されており、子どもが一人の人間として尊重され、健やかに成長する権利を持っていることを学ぶ。

- ③ 「権利意識」を積極的に学ぶことについては、平成 31 年 3 月 19 日に開催された児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議で、「児童虐待防止対策の根本的な強化について」が決定され、その内容には「体罰の禁止」や「虐待の発生予防・早期発見」についての具体的な項目が記されている。いじめや虐待を未然に防ぐためには法律や条例を見直すとともに、関係機関とのつながりを強化し、まずは大人の規範意識を高める必要があると考える。学校現場では、より人権に対する意識を高め、「自分自身を大切にするとともに、お互いを認め合うこと」の大切さを教育活動全体を通して、伝えていかなければならない。子ども達が将来に向け、いじめや虐待の被害者にも加害者にも傍観者にもならないように発達段階に応じて、権利意識について考えられる授業を展開していく。

3 学校給食におけるアレルギー対策について

- ① 野田市では、「野田市学校給食食物アレルギー対応マニュアル」を平成 25 年 9 月に作成し、平成 26 年度対応を開始。その後、平成 27 年に改訂版を作成し現在対応している。毎年、医師の診断書である「学校生活管理指導表」をもとに保護者、学校の管理職、栄養職員等と面談を実施し、対応を決定。対応の決定から毎日の給食提供まで、すべての教職員が連携して組織的に対応することとしている野田市は、給食センターにおいても、単独校と同じ対応を行っており、全市、同一歩調でアレルギー対応を行っている。
- ② 野田市では、毎年食物アレルギー対応希望調査を行い、食物アレルギーがあると回答した子は「自己除去」「除去食」「弁当持参」「情報不用の自己除去」の 4 つから対応を決定。1 つ目の「自己除去」は食材ごとの使用量がわかる詳細な献立表を家庭に提供し、各家庭でその日の材料を確認し、児童生徒が自分

で除去又は量の調整を行う。学級担任などが除去や調節内容の確認を行わなくても自己管理できることが必須条件となる。「除去食」は、アレルギーとなる食物を除去した給食を提供するもので、原因食材を完全に除去したメニューのみの提供としている。「弁当持参」は、重度のアレルギー反応が出る場合、保護者の理解をいただき弁当持参をお願いしている。「情報不用の自己除去」は、児童生徒が自ら原因食材を食べないようにすることで、給食室や担任の管理を必要としないことになる。

- ③ 平成24年度から現在までエピペンの使用の報告はないが、学校生活の中で初めて食物アレルギーの症状を発症する場合もあることから、緊急時の対応について、全教職員を対象に食物アレルギー研修を毎年行うよう各校に依頼し実施している。研修では、対象者の状況を共通理解した上で、日本スポーツ振興センター作成の研修用DVDを視聴したり、練習用エピペンを実際に使う研修を行っている。また、患者役、対応者役と決め、マニュアルの「緊急時の対応」の流れに沿って、救急搬送までを模擬的に実践する研修を行っている学校もある。
- ④ 危機管理意識を引き続き高めていくことが重要で、毎年、管理職や担当者等も変わるので、継続して研修会を開催することにより、引き続き、危機管理意識を高めていくことが重要である。あわせて、調理従事者の方への研修も継続して行う必要があると考えている。いずれにしましても、現在まで誤食による大きな事故はなく、安全に給食を提供できている。今後も、各校の給食主任及び養護教諭、給食センターの栄養教諭、各校の配膳員、担任の連携のもと、安全に給食を提供できるよう取り組んでいく。

4 学校給食の調理室について

- ① 給食調理室の室温及び湿度については、学校給食衛生管理基準の中で、「温度は25度以下、湿度は80%以下に保つよう努めること。」と示されている。各調理場の温度と室温については、毎日、調理前及び調理中に計測し、記録している。給食センター及び自校式の夏場の状況は国の基準を超える場合もあり、国の定める基準を超えている点については、全国的な課題となっている。また、食中毒の発生が無いよう衛生管理を行っており、食品の温度管理などにも取り組んでいる。

- ② 空調の必要性については、施設の室温、湿度の状況から十分に認識しているが、給食センター及び空調設備のない自校式16校とも現状のまま空調設備を導入しても効果は薄いと考えている。空調設備の導入については、大規模改修等に併せて組み込むことを検討するが、早急に改善することは難しいことからまずは、調理員に対する熱中症予防対策を行う。
- ③ 他市における空調設備の設置状況については、東葛5市に聞き取りをした結果センター方式は2市でいずれも空調設備は設置されている。自校式の学校については、全校に設置する、設置予定なし、老朽化改修に併せて計画するなど状況は様々である。なかには、厨房内への熱の拡散を抑制する「低輻射熱使用の回転釜」を導入し、その効果を検証した上で今後の対応を検討するとしている市もあり、野田市としては、この導入による効果を注視し、その有効性が認められれば、導入について検討していきたいと考えている。

◎ 濱田 勇次議員

《質問の要旨》

- 1 コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）と地域コミュニティの課題について
 - ① 現在の学校評議員制度の概要について
 - ② コミュニティ・スクールへの見解について

《答弁》

- 1 コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）と地域コミュニティの課題について
 - ① 現在の学校評議員制度の概要については、保護者や地域住民の意向を把握、反映し、地域に開かれた学校づくりを推進するため、平成15年度に導入し、現在は、保護者としてPTA役員、地域住民として民生委員や自治会の代表者、また有識者や学校長が必要と認める者などから構成されており、今年度151名の方々に教育委員会が委嘱している。各学校で学校評議員会議は、年1回から3回開催しており、日程については、授業参観日や行事に合わせる場合と、充実した話し合いを行うための時間確保を考慮し、土曜日に開催する場合があります。会議では、「学校運営や教育活動に関する事項」、「学校と家庭や地域社

会と連携する事項」など学校運営全般について、校長の求めに応じて、意見をいただいている。会議には校長、教頭が参加し、学校の課題や改善点、特色ある教育活動の実践、いじめ問題など、さまざまな角度から、今後の学校における教育活動の方向性について、意見をいただいている。

- ② コミュニティ・スクールへの見解については、地域住民がともに学校運営を考える「学校運営協議会」を設置している学校である。校長から学校運営方針や学校経営ビジョンの説明を受け、地域住民等で構成されている学校運営協議会が、合議体としてその方針を承認するとともに、意見を出し、その実現に向けて取り組んでいく。間もなく完全実施となる新学習指導要領においても、教育課程を通してよりよい社会を創るということを学校と社会が共通理解することが必要であることから「社会に開かれた教育課程」の実現が重要となることが明記されている。そのため、現在、学校に支援をいただいている学校評議員、学校支援地域支援本部コーディネーター等に意見をいただきながら、地域とともに学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）の導入を目指していくことは、必要なことであると考えている。また、学校運営協議会制度の実施については、地域、家庭の理解があつてこそ、有効な制度となるので、学校評議員、学校支援地域支援本部コーディネーターに加え、保護者、地域、関係各課の理解を深めていただくための説明会の実施し、意見を考慮しながら、課題を把握し、本市の実態に合わせた形で導入に向けて準備を進める。

◎ 小倉 良夫議員

《質問の要旨》

- 1 幼児教育・保育の無償化に向けた市の対応について
- ③ 市政一般報告に公立幼稚園の今後の在り方を検討する必要があるとあるが、具体的にどういうことか伺う。
- 3 小中学校のプールに関する施設や授業の現状と今後の対応について
- ① 学校のプールは古いところで50年を経過していると思うが、維持管理経費の現状を伺う
- ② 学習指導要領によるとプール授業は小学1年から、中学2年まで必修とされているが、プール授業の現状について伺う

- ③ 全国的に見ると学校プールの老朽化に伴いプールを廃止し、民間や他校の施設を利用して授業を行う学校が多くなっているが、今後の対応について当局の見解を伺う

《答弁》

- 1 幼児教育・保育の無償化に向けた市の対応について
- ③ 公立幼稚園の園児数は、全体的に減少傾向にあり、また、今年度10月からの国の幼児教育の無償化政策により、私立幼稚園の保育料が無償となり、低額で教育を提供するといった公立幼稚園の一定の役割がなくなると考えられる。しかし、この無償化の影響が、来年度以降の入園希望者にどのように現れるか、現段階では予想が立てられない。そこで、無償化による影響を精査しながら、公立保育所及び公立幼稚園の今後の在り方について、中長期的な視点も踏まえながら検討を行うと、今年3月に改訂された行政改革大綱に位置づけられたもの。
- 3 小中学校のプールに関する施設や授業の現状と今後の対応について
- ① 学校プールの維持管理経費の現状についての答弁では、平成28年度、29年度2か年の実績で、消耗品費、委託料、修繕工事費などで小中学校合わせて約1,500万円程度となっている。
- ③ プール授業の現状については、学習指導要領に掲げられている「学習内容」や「内容の取り扱い」を踏まえ、各学校の児童生徒数や学校規模などを鑑み実施し、泳法を身につけるだけでなく、水の事故防止に関する授業にも取り組んでいる。
- ④ 民間等の施設を使用するのプール授業に対する見解を伺うについては、ファシリティマネジメントの基本方針に基づき、点検等により状況を把握し、必要に応じて修繕や改修等を実施しながら、継続して使用することを基本としつつ、将来的には民間のスイミングスクールへのプール授業の委託も検討して行きたいと考えている。

◎ 中村 裕介議員

《質問の要旨》

- 1 学校施設防犯対策について
- ① 学校施設における防犯対策の現状について

- ② 家庭に対する防犯指導について
- ③ 防犯カメラの導入について
- ④ 今後の対策について
- 3 小中学校、公園の熱中症対策について
- ① 近年の搬送事例について
- ② マニュアル運用状況について
- ③ 今後の対応策について

《答弁》

1 学校施設防犯対策について

- ① 学校施設における防犯対策の現状については、児童生徒や環境等の実態に応じて学校が作成する「学校安全計画」に沿って進めている。児童生徒が安全に行動する資質・能力の育成を目的とした防犯教育の一環として、「不審者対応訓練」を実施している学校がある。担当教員を不審者役に見立て、教員は道具等を使って児童生徒を犯人から離すこと、児童生徒は不審者役に近づかずに逃げられるよう、訓練を実施している。児童生徒の安全な環境を整えることを目的とした防犯対策として、教職員を対象にした研修会を全小中学校で実施している。各学校が作成する「不審者対応マニュアル」をもとに、学校に不審者が侵入した際、教職員が的確に判断し組織的に対応できるよう、対応の仕方や役割分担について研修している。また野田警察署生活安全課の署員を講師として訓練や研修会に招き、マニュアルの見直しを図っている学校もある。
- ② 家庭に対する防犯指導については、学校における不審者侵入を防ぐために、来校者が不審者かどうか見分ける必要があることから、保護者であることを示す名札の着用や来校者名簿の記入をお願いし、名札のない来校者には学校の職員による来校の用件をたずねる、声かけを徹底している。また学校は、児童生徒の登校後、全ての門扉を閉じるが、来校する保護者にもこのことの周知徹底をお願いしている。また、5月28日に神奈川県川崎市で発生した不審者による事件を受け、教育委員会から学校に、門扉等の施錠や来校者の受付の徹底と名札の着用、緊急時の教職員の対応と児童生徒の安全確保について改めて周知徹底の依頼をし、学校からは保護者宛てに「不審者対応について」の文書配布や学校ホームページ等の活用を通して保護者に働きかけを行った。

- ③ 防犯カメラの導入については、教育委員会が学校施設へ設置した防犯カメラは、過去に教室の窓ガラスが割られる等の被害が発生していたことから、その対応として 20 基設置した。近年は学校施設に対する被害報告も無いことから、現段階では新たに学校施設に防犯カメラを導入する計画はないが、不審者対策として、防災安全課との連携の下、通学路への防犯カメラの設置を進める。
- ④ 今後の対策については、最近の事件の発生により、学校における防犯をより強化していくことが必要と実感している。そのため、学校は、訓練等により児童生徒の危機回避能力や危機予知能力の育成に努めるとともに、緊急対応マニュアルの見直しを計画し、より実効性があるよう進める。教育委員会としては、改訂したマニュアルを指導し、効果的な取組については広く周知する。

3 小中学校、公園の熱中症対策について

- ① 学校における教育活動中の熱中症による救急搬送事例は、過去 3 年間で 4 件あり、内訳は、平成 28 年度が 0 件、平成 29 年度に 1 件、平成 30 年度に 3 件となっている。平成 29 年度の 1 例は中学 3 年生の女子生徒 1 名が午後 1 時から校庭で部活動の練習中、体調不良を訴えたので、救急搬送し、受診の結果、軽度の熱中症と診断され、そのまま帰宅し、安静にして快復。平成 30 年度の 1 例目は、中学 2 年生の男子生徒 1 名が午後、体育館で部活動の練習中に体調不良を訴え救急搬送したもので、受診の結果、熱中症と診断され、点滴治療を受け、その日の内に保護者と帰宅。2 例目は、中学 1 年生の男子生徒 1 名が午前中、体育館で部活動の活動中に体調不良を訴え、救急搬送したもので受診の結果、熱中症と診断され、点滴治療を受け、その日の内に快復した。3 例目は、中学 1 年生の女子生徒 1 名が午前中、校庭で部活動の活動中に体調不良を訴え救急搬送したもので、受診の結果、熱中症か胃腸炎によるものと診断され、入院したが翌日退院し快復。なお、平成 31 年度は小学校の運動会も含めて、熱中症による救急搬送は現在までない。
- ② 本市独自で熱中症予防マニュアルは作成していないが、毎年 4 月に「児童生徒の熱中症の予防について（通知）」を千葉県が作成している熱中症の予防や対処法を示したリーフレットとともに各学校へ配布している。平成 30 年度には、環境省が発行している「熱中症環境保健マニュアル 2018」を配布し、熱中症事故を防止するための具体的な取組や指導の留意点を各学校に徹底し、校長

会や養護教諭部会でも、熱中症事故を防止するための対策を依頼した。さらに、先月行わ小学校の運動会でも、事前指導として、活動中の休憩や給水を計画的に行うこと、児童の健康観察を入念に行い、体調管理に努めること等をお願いした。

- ③ 今年度から全ての市内小中学校、公立幼稚園に暑さ指数（WBGT）を計測できる黒球付熱中症計を配備した。黒球付熱中症計日射や照り返しによる輻射熱を計測できる黒球がついた計測器で、黒球温度と気温・湿度から、今いる環境の熱中症の危険度を判断するもの。学校では、この熱中症計を児童生徒が活動する場所に置いて、表示される暑さ指数や危険度を目安に、授業や学校行事等を進めており、様々な場面で活用を図り、熱中症を予防している。また、現在も取り組んでいるが、予防として、健康観察の徹底や運動強度に合わせた休憩時間の設定及び適切な水分補給等の対策をさらにきめ細く、丁寧に取り組んでいく。